

2月と思えないような暖かい日が続いていますが、まだまだ気温の変動はあいそうです。本当の春が来るまでもう少し先のような感じです。それでは今月も張り切ってお伝えします。

### 《最近のお問合せについて》

ここ最近のお問合せで気になったこと、注意しなければならないことをまとめてお知らせします。

#### ① 退職と喪失の違い

会社を退職すると社会保険や雇用保険の被保険者資格を喪失します。喪失原因には、退職以外にも死亡や年齢到達による喪失(健康保険 75 歳、厚生年金 70 歳、雇用保険は年齢による喪失なし)、その他があります。その他とは保険加入の要件を満たさなくなった場合です。ご存じのように、社会保険は週および月の所定労働時間の 3/4 以上勤務している者は加入させなければなりません。(週 40 時間の場合、30 時間以上勤務する場合は加入)雇用保険の場合は週 20 時間以上です。その時間未満の契約で働くことになった場合は、被保険者の資格は喪失しますが退職にはなりません。しかし、被保険者の資格がなくなったので保険に関しては配偶者の扶養にはいるか(その場合は収入減という理由で加入)、自身で国民健康保険に加入する必要があります。ダブルワークという働き方が増えてきているので、雇入れの際は前職の退職証明書できちんと確認する方がいいでしょう。

参考まで、被保険者数 101 人以上の特定適用事業所に雇用されている者で、以下の 4 つ全てに該当する場合は被保険者になります。(令和 6 年 10 月からは被保険者数 51 人以上の事業所が対象となります)

- ◇週の所定労働時間 20 時間以上
- ◇2 か月を超える期間の雇用見込みがあること
- ◇賃金が月額 88000 円以上あること
- ◇学生でないこと

#### ② 国民年金第 3 号被保険者について

- 国民年金は第 1 号被保険者…20 歳以上 60 歳未満の自営業者、農業従事者、学生、無職
- 第 2 号被保険者…70 歳未満の厚生年金被保険者や公務員
- 第 3 号被保険者…第 2 号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者

となっています。第2号被保険者には但し書きがあり、「65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有するものは第2号被保険者とならない」とあります。そうすると下記のようなケースがでてきます。

(具体例) 夫(64歳)第2号被保険者 = 妻(58歳)第3号被保険者(保険料納付なし)

1年後

夫(65歳)老齢年金受給権有 = 妻(59歳) 夫が第2号被保険者でなくなる  
第2号被保険者でなくなる 第3号被保険者資格喪失 → 第1号被保険者となり自身で60歳まで国民年金保険料を納付する(月額16520円)

(\*65歳になっても配偶者の老齢年金受給権が発生しない場合はそのまま第3号被保険者でいられます。)

5歳以上離れているご夫婦はこのようなケースが想定されます。65歳で受給権が発生するのを含めて、ご夫婦で年金相談に足を運んでみてはいかがでしょうか？

### ③ 学生のアルバイト収入について

以前もミニミニ通信でお話しましたが、扶養に入っているお子さんのアルバイト問題です。雇う側は、103万円を超えないように調整してくれる場合が多いようです。しかし、バイトを掛け持ちしている場合は、本人が103万円を超えないように調整しなくてはなりません。今はマイナンバー利用でそのような情報が市区町村から税務署へ伝わっています。親からすれば、追加の税金徴収は全くの寝耳に水だと思います。特に大学3年から4年生は多いようです。

★ ★

今月も最後までお読みいただきありがとうございました

★ ★

《お問合せ先》

原 労 務 管 理 事 務 所

社会保険労務士 原 智子

東京都江戸川区西篠崎2-7-32

TEL:03-3679-6713

E-mail [satori-h@zpost.plala.or.jp](mailto:satori-h@zpost.plala.or.jp)